

不正軽油等の防止について

工事施工に当たり、以下のことを遵守してください。
これを遵守しない場合は、「地方税法違反による課税処分、罰則適用」の対象となる
ことがあります。

1. 請負業者は、工事施工現場で不正軽油等を使用しないでください。
また、下請業者に工事施工現場で不正軽油等を使用させないでください。
2. 請負業者は、不正軽油等を購入しないでください。
また、下請業者に不正軽油等を購入させないでください。
3. 請負業者は、現場で県が行う使用燃料の採取調査に協力してください。
4. 請負業者は、当該工事に関して、法令（地方税法）に違反している業者が判明
した場合は直ちに監督員（又は福岡県総務部税務課）に報告してください。

～ 不正軽油等とは ～

「知事の承認を受けず製造された炭化水素油や軽油」及び「知事の承認を受けずに、譲渡、消費された燃料炭化水素油（重油・灯油等）」で、不正に課税を免れた軽油等をいいます。

地方税法第144条の32の規定により、次のことを行うときには知事の承認を受けることが義務づけられています。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和し炭化水素油を製造するとき
- ② その他軽油を製造するとき
- ③ 自動車の燃料として燃料炭化水素油（重油、灯油等）を譲渡、消費するとき

問い合わせ先 福岡県総務部税務課軽油引取税広域調査係

TEL 092-643-3348

FAX 092-643-3840